

国立研究開発法人物質・材料研究機構

研修規程

平成18年3月28日

18規程第16号

改正：平成20年 3月31日 20規程第47号

改正：平成21年 3月 9日 21規程第26号

改正：平成22年 3月29日 22規程第12号

改正：平成27年 3月24日 27規程第38号

改正：令和5年 2月28日 2023規程第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員就業規則（平成18年3月31日 18規程第46号）第74条、国立研究開発法人キャリア形成職員就業規則（平成20年3月31日 20規程第16号）第74条及び国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則（平成18年3月28日 18規程第47号）第65条の規定に基づき、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の定年制職員、キャリア形成職員、任期制職員及び無期労働契約転換職員（以下「職員等」という。）の研修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

第2条 研修は、職員等に現在就いている職又は将来就くことが予想される職の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させ、その他その遂行に必要な職員の能力、資質等を向上させることを目的とする。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、職員等に対する研修の必要性を把握し、その結果に基づいて研修の計画を立て、実施に努めなければならない。

2 理事長は、研修の計画を立て、実施するに当たっては、研修の効果を高めるために職員の自己啓発の意欲を発揮させるように配慮しなければならない。

3 理事長は、必要と認めるときは、機構以外の研修機関、学校その他の機関（以下「外部機関」という。）に委託して研修を行うことができる。

(職員の責務)

第4条 職員等は、職務の遂行に必要な知識、技能等を修得するために実施される各種の研修の受講を命じられた場合は、これを受講しなければならない。

2 職員等は、機構及び外部機関等当該研修の実施に当る機関が定める研修の効果的実施のために必要と認められる規程その他の定めに従わなければならない。

(業務を通じての研修)

第5条 理事長は、職員等を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）をして、職員に対し、日常の業務を通じて必要な研修を行わせるものとする。

2 理事長は、前項に規定する業務を通じての研修が適切に行われることを確保するため、監督者に対し、指導その他の措置を講ずるものとする。

（業務を離れての研修）

第6条 理事長は、必要と認めるときは、職員等に日常の業務を離れて専ら研修を受けることを命ずることができる。

2 前項により研修を受けることを命じられた場合は、当該研修の受講は、勤務とみなす。

3 第1項に規定する業務を離れての研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（研修効果の把握及び研修の記録）

第7条 理事長は、研修を実施したときは、研修計画の改善、職員の活用その他の人事管理に資するため、その効果の把握に努めるとともに、記録を作成し、保管しなければならない。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、職員等の研修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日 20規程第47号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月9日 21規程第26号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日 22規程第12号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第38号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第34号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。